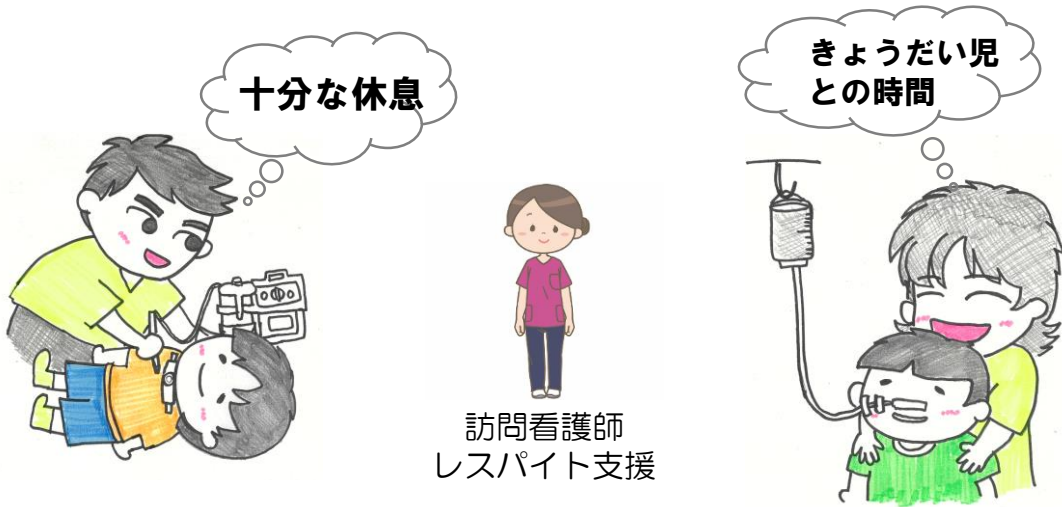


令和2年10月から始まります!! 医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児がご利用中の訪問看護ステーションが、健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を実施した場合に、その費用を福岡県と北九州市が助成します！



Q この事業の対象者は？

以下の全てに該当する医療的ケア児が対象です。

- ・北九州市内に住所を有すること
- ・0歳～18歳に達する日以降の最初の3/31までの間であること
- ・在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活していること
- ・医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- ・訪問看護による医療的ケアを受けていること

Q 助成額は？

生活保護世帯や市民税非課税世帯は1時間につき7,500円。
それ以外の世帯については、1時間につき7,000円を助成します。

Q 申請方法を教えてください。

利用されている訪問看護ステーション経由で申請いただくこととなります。
ただし、訪問看護ステーションの体制などによっては本事業への申請ができませんので、訪問看護ステーションとよくご相談ください。